

栃木県公報

平成25年7月26日(金) 第2499号

告示

告示

栃木県告示第426号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、共同漁業及び区画漁業に関して免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

1 共同漁業

(1) 免許の内容となるべき事項及び関係地区

	夕	色許	0)	内	容	とな	È	る	,	べ	き	事	項			
公示 番号	漁場の位置	漁	場	0)	区	域	漁種	業(の 類	漁業	巻の	名称	漁業時	美の 期	存続期間	関係地区
内共第1号	大矢那さ那芳 那 田板須く須賀茂市須那那原市塩ら烏郡木貝郡須珂市 原市山 町町 町川	支田井川川川板区(川川川川川金川流川川、、、市域江、、、、、精、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	境逆塩坂反木井槻二 温行二川沢 、川市よ川田井田須川地江支田川川、川木、初 り、川川川川、先川流川、戸簗、ン空音	原 () 人、解黑()、(隅内目天,沢川逆 菅木 4 川堪川引川、支、川川沼沢川、	鮎」又須田、よ麦田支長流中、川清田流川川川荒り)川流者)川石でが) 深川長(流岩西、、塚大川の(高神沢戸手矢の川江小内原江、沢那			種 業	やにいあにうかおふこ	めまな漁いいむか漁漁よずぎか漁す漁業漁漁でれ業業う漁漁	温差 葉業漁漁 漁業業業業 業業業	1月 から 31日	12月	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	大矢那さ那芳 那 田板須く須賀茂市須那那原市塩ら烏郡木貝郡須珂市 原市山 町町 町川町

_				_
L			流)、大沢川(那須烏山市大沢	1
			地先で那珂川と合流)、中山	
			地元 (が 均 川 と 台 加) 、 中 山	
			川、武茂川、久那川、矢又川、	
			大内川、ヨガ沢川、大室川、砂	
			川、大那地川、盛谷川、久通	
			川、保の内川、大波川、入郷	
			川、間越川、仲山川、木曽分	
			川、檜沢川、浅ケ沢川、大川沢	
			川、谷田川、権津川、小口川、	
			等川(那須塩原市下塩原地先等)	
			川発電所取水堰堤より下流の区	
			域)、岩川(箒川支流)、なめり	
			川、巻川、神福川、蛇尾川、町	
			井川、不動川、鹿島川、蕪中	
			川、熊川、大巻川、小巻川、大	
			蛇尾川、西沢川、小蛇尾川、鍋	
			有沢川、カマ沢川、篠谷川、百	
			村川、深川、念仏川、加茂内	
			川、佐久山川、唐滝沢川、野沢	
			川、清水川(箒川支流)、下戸	
			倉沢川、上戸倉沢川、亀久川、 1977年 1977年 19	
			立沢川、海法地沢川、滑川、日	
			暮沢川、八塩沢川、松葉川、岡	
			沢川、野上川、尻高田川、愛吉	
			沢川、羽黒沢川、前松葉川、奈	
			良戸沢川、木佐美沢川、木佐美	
			川、鍛冶内川、湯坂川、堂川、	
			上堂川、新上堂川、相の川、大	
			清水川、余笹川、稲沢川、黒	
			川、三蔵川、奈良川、菖蒲川、	
			大和須川、梓川、ドロブ川、木	
			下川、荒金沢川、黒田川、板敷	
			川、棒川、四ツ川、苦戸川、白	
			戸川、高野川、なら沢川、湯川	
			(那須町大字高久蕪中地先で那	
			珂川と合流)、高尾股川、下黒 	
			尾川、上黒尾川、高野沢川、沢	
			名川、小沢名川、木の俣川、西	
			侯沢川、ヒツ沢川、湯川(那須	
			塩原市板室字塩沢地先で那珂川	
			と合流)、小沼沢川、矢沢川、	
			大川、形部沢川、コブキ沢川、	
			大沢川(那須塩原市深山ダムよ)	
			り上流の那珂川と合流)、大ス	
			ミ川、小スミ川、御沢川、江戸 コート カート カート カート カート カート カート カート カート カート カ	
			沢川、湯川(那須塩原市三斗小	
			屋地先で那珂川と合流)、峠沢	
			川及び赤岩沢川)の区域	1
	内	大田原市	茨城県境より上流の押川及び支 第 5 種 さくらます・ 1月1日 平成26年 大田原市	
	共		流(石畑沢川、江戸の沢川、大 共同漁業 やまめ漁業 から12月 1月1日	
	第		道沢川、米梨沢川及び如来川) にじます漁業 31日まで から平成	
		•		_

号	の区域	いわな漁業のおいか漁業漁業のおいか、漁業を選出していかの漁業業のではいいのでは、おいには、おいには、おいには、おいには、おいには、おいには、おいには、おいに	31日まで 業 業	1
内 共 第 3 号	の荒川及び支流(西荒川(西荒	共同漁業やまめ漁業にじま油漁業わかさぎ漁あゆ漁業うぐいかわ漁おいかわ漁ふな漁業	から12月 1月1日 から平原 35年12月 31日まで 35年12月 31日まで 35年12月 31日まで 35年12月 31日まで 31日まで	塩谷郡 塩谷町
内 共 矢板市 第 4 号	所取水堰堤より上流の箒川及び	共同漁業やまめ漁業にじわな漁業うぐな漁業こっない漁業うない漁業かじか漁業きかじか漁業業業業業業業ま業ま業ままかじか漁業	から12月 1月1日は業 31日まで から平原35年12月 31日まで	医
内共第 5 号 塩高	支流(ぐみ川、百目鬼川、大羽町 川、小宅川、大川及び桜川)の町 区域	共同漁業 あゆ漁業	から12月 1月1日 31日まで から平原 35年12月 31日まで 31日まで 31日まで	
内 真岡市 共 さ 第 芳賀郡 6 芳賀	市 支流(江川、行屋川、野元川、 井沼川、大沼川及び冷子川)の	共同漁業 あゆ漁業	から12月 1月1日 31日まで から平原	さくら市

号	塩谷郡高根沢町		おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業		31日まで	塩谷郡高根沢町
内共第7号	塩谷郡 塩谷町	茨城県境より日光市高徳地先道 谷原発電所取水堰堤に至る鬼怒川 松川、大谷原発電所取水堰堤に西鬼怒川、 松川、清水川、泉川、大谷川、 、清水川、土佐川、大区域、 川、松原川、土佐川、区域、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大域)、 、大河川、、大河川、、 、大河川、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河川、、 、大河、 、大河		から12月		日光市 小山市 真岡市
内共第8号	日光 市 市 同 男 日 光	華厳滝落口より上流の大谷川 (通称大尻川)、中禅寺湖、外 山沢川、ツメタ沢川、柳沢川、 清水川、大橋川、観音泉及び西 の湖の区域		から12月	平成26年 1月1日 から平12月 31日まで	中宮祠
内共第9号	日光市	日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線鉄橋より上流旧日光市と旧今市市境までの板穴川及び支流(砥川、東又沢川、シャジ沢川、ハタノ沢川、花菱沢川、ネベ沢川、小百川、石見川、小沢入沢川、大井沢川、六方沢川、	さくらます・	から12月	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	日光市

第2499号 (647)

		カペラ沢川、山の神沢川、柳沢川、金掛沢川及び横手沢川)の区域	1				
内共第10号	日光市	田水鬼子、川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川	共同漁業	やにいわあうふこかとはいわかゆぐないじめまなさ漁い漁漁が漁漁が漁漁が漁漁が漁が漁が漁漁が漁漁が漁漁が漁漁が漁漁が漁漁が漁漁業漁業漁業漁業漁業漁業漁業漁業	から12月 31日まで	1月1日 から年12月 31日 まで	
内 共 第 11 号	日光市	鬼怒川支流(田茂沢川)の区域		さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 かじか漁業	から12月	1月1日	日光市
内 共 第 12 号	日光市	野岩鉄道鉄橋より上流の湯西川 (五十里ダム湛水区域通称五十 里湖及び湯西川ダム湛水区域通 称湯西川湖を含む。)及び支流 (アテラ沢川、ヒロ沢川、打越 沢川、オクタボリ沢川、猿沢 川、赤下沢川、竹沢川、万栗沢 川、栗山沢川、フリウギ沢川、 メンボリ沢川、コブリュウ沢	共同漁業		から12月 31日まで	1月1日	日光市

		川、長沢川、二段ノ沢川、平沢川、トチクボ沢川、ナナクバタ沢川、穴山沢川、峠の沢川(平沢川、支流)、持丸沢川、前沢川、満倉沢川、大ハチガミ沢川、カラツルギ沢川、カララ沢川、カララ沢川、カララ沢川、カララ沢川、カララ沢川、大大の沢川、七曲沢川、カララ沢川、七曲沢川、大イダ沢川、石橋沢川、岩山、ボーツ、ボ沢川、石橋沢川、藤花沢川、時の沢川(橋立沢川、藤花沢川、東至沢川、南田、東、ブウ沢川、東至沢川、中モヤ沢川、コズレ沢川、引田小屋沢川及び大に田沢川)の区域				
内共第13号	日光市	川治ダムより上流川俣ダムに至 るむ。)及び支流(ウツ、石海沢川、 一次川、大浜沢川、幡城沢川、稲城沢川、 大浜沢川、幡城沢川、州川、大西沢川、大川、大川、大川、大川、大川、川川、大川、川川、大川、川川、大川、川川、川川	共同漁業	から12月 31日まで	1月1日	日光市
内 共 第 14 号	日光市	川俣ダムより上流の鬼怒川(川 俣ダム湛水区域通称川俣湖を含む。)及び支流(サッサヌキ沢 川、熊野沢川、楡の木沢川、門 森沢川、中沢川、下の沢川、錆 沢川、湯沢川、コイ沢川、黒沢 川、魚沢川、コザ池沢川、手白 沢川、新助沢川、一里沢川、ウ ルシノ沢川、オソノ沢川、馬坂			1月1日	日光市

		沢川、越野沢川、無砂谷沢川、 イセノ沢川、クヅクラ沢川、ダ キガイリ沢川、ナガフセリ沢 川、コオドシ沢川、ハタノ沢 川、セトノ沢川、井戸沢川、フ キジ沢川、ニデン沢川、スリ沢 川、ソバ石沢川、ジャクジ沢川 及びオオイデ沢川)の区域				
内共第15号	宇都宮市 日光市 下河 下河 上三川町	茨城県境より上流の田川及び支流(釜川、山田川、前川、逆川、寅己川及び赤堀川)の区域		から12月	1月1日 から平成	日光市 小山市 下野市
内共第16号	栃小下下 群邑 埼加木山野都壬野岩馬楽板玉須市市市賀生木舟県郡倉県市 町町 町	埼玉県境より三杉川合流点に至 る渡良瀬川(谷田川を除く遊水 池を含む。)及び支流(思川 (壬生町七ツ石地先桑原用水堰 より下流の区域)、姿川(壬生 町安塚地先淀橋より下流の区域)、黒川(上都賀郡境より下流の区域)、与良川、巴波川、 永野川(鹿沼市下永野字倉、、 大倉本橋より下流の区域)、 井木川、赤津川(栃木市都は 大柿地先国道293号線橋梁より 下流の区域)、出流川及び 川)の区域	共同漁業	から12月		小山市 下野市 下都賀郡
内共第17号	鹿沼市	鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋 より上流の永野川及び支流(会 沢川、塩沢川、大鹿川及び寺沢 川)の区域		から12月		鹿沼市
内 共 第 18 号	栃木市 鹿沼市	壬生町七ツ石地先桑原用水堰より上流鹿沼市柏木地先柏木養蚕場堰に至る思川及び支流(大芦川(鹿沼市下大久保地先下大久保堰下流の区域)、南摩川、沢	共同漁業	から12月		栃木市 鹿沼市

		ノ入沢川、栗沢川、西ノ入沢川、栗野川、追地沢川、大栗沢川、境沢川、はねばみ沢川、水沢川、大曽沢川、尾ざく沢川、福ケ沢川、五月沢川及び小川沢川)の区域		うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業			
内 共 第 19 号	鹿沼市	鹿沼市下大久保地先下大久保堰より上流の大芦川及び支流(上山沢川、栗ヶ沢川、芝クレ沢川、塩沢川、安沢川、里入沢川、塩沢川、流ヶ荒沢川、小川沢川、東大芦川、小桧沢川、萱の手沢川、商の沢川、蕗平沢川、ゴー、河川、阿志沢川、京山、大川、大川、東平沢川、東平沢川、東平沢川、東東沢川、東平沢川、東京沢川、東京沢川、東京沢川、東京沢川、東京沢川、東京沢川、東京沢川、東京	共同漁業		から12月	1月1日	鹿沼市
内 共 第 20 号	鹿沼市	鹿沼市柏木地先柏木養蚕場堰より上流の思川(通称粕尾川)及び支流(北村沢川及び奥深沢川)の区域			から12月	1月1日	鹿沼市
内 共 第 21 号	鹿沼市	荒井川及び支流(坂本沢川、御沢川、小川沢川及び川口沢川)の区域		さないにあったいないにあるは、ま業業のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	から12月		鹿沼市
内 共 第 22 号	鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町	下都賀郡境より上流の黒川及び 支流(行川、長畑川、西沢川、 荒川、山窪川、日奈戸沢川、西 黒川、菅沢川、角石沢川及び東 沢川)の区域		さやにいあうおふこうからめまな漁業漁業の業漁業漁業の変がないないないないないないないないないないないないないないないないなど、	から12月	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	日光市

内 共 第 23 号	宇都宮市 鹿沼市 下都賀郡 壬生町	壬生町安塚地先淀橋より上流の 姿川及び支流(武子川、板橋川 及び赤川)の区域			から12月	1月1日	宇都宮市 鹿沼市 下都賀郡 壬生町
内 共 第 24 号	足栃佐群太館邑利木野馬田林楽邑板市市市県市市郡楽倉町町町	三杉川合流点より桐生川合流点に至る渡良瀬川及び支近、R 両地先 J R で	共同漁業		から12月	1月1日	栃木市
内共第 25 号	日光市	群馬県境より上流の渡り瀬川及び支流(中の沢川、分倉沢川、上海の沢川、上海の沢川、上海の沢川、上海の沢川、大川、川、大川、川、川、大岩沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、地域の沢川、大岩沢川、地域の沢川、大岩沢川、大岩沢川、大岩沢川、大岩沢川、大岩沢川、大岩沢川、大岩沢川、大岩			から12月	1月1日	日光市
内	芳賀郡	茨城県境より上流の桧山川の区	第 5 種	さくらます・	1月1日	平成26年	芳賀郡

共	茂木町	域	共同漁業	やまめ漁業	から12月	1月1日	茂木町
第				うぐい漁業	31日まで	から平成	
26				かわむつ漁業		35年12月	
号				おいかわ漁業		31日まで	
				ふな漁業			
				どじょう漁業			
				かじか漁業			

(2) 免許予定日

平成26年1月1日

(3) 申請期間

平成25年8月1日から同年9月30日までとする。

- 2 区画漁業
 - (1) 免許の内容となるべき事項及び地元地区

	夕	色 許	0)	内	容	٤	な	る	/	べ	き	事	項		
公示番号	漁場の位置	漁	場	0)	X	域	漁種	業(の 類	漁業	業の:	名称	漁業の時期	存続期間	地元地区
区 第 1 号	鹿沼市	鹿沼市	栃窪地	内栃翁	逢沼		第区区	2 斯漁	種業	こい	養殖	〔漁業	1月1日 から12月 31日まで		鹿沼市

(2) 免許予定日 平成26年1月1日

(3) 申請期間

平成25年8月1日から同年9月30日までとする。

(生産振興課)

富

栃木県告示第427号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

土	地	改	良	X	名		認	可	年	月	日	
<i>t</i> =	かは	ъ +	- 抽	改良	X			平成:	25年7月	[19日		

栃木県知事 福 田

栃木県知事 福 田 富

栃木県告示第428号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の総会の議決による解散を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
矢 板 市 高 塩 土 地 改 良 区	平成25年7月19日

(農地整備課)

栃木県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年7月26日から同年8月26日まで一般の縦 覧に供する。

平成25年7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
1	前	芳賀郡益子町大字大》 芳賀郡益子町大字大》		$12.5 \sim 13.2$	32.0		
1	後	芳賀郡益子町大字大》 芳賀郡益子町大字大》		16.1 ~ 16.8	32.0		

 \coprod

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 黒田市塙真岡線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
90	前	芳賀郡益子町大字七井 芳賀郡益子町大字七井		6.9 ~ 13.2	1,600.0		
80	後	芳賀郡益子町大字七井 芳賀郡益子町大字七井		10.5~15.2	1,600.0		

 \prod

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 芳賀茂木線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	前	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2428-1まで	13.7 ~ 37.9	100.0	
333	後A	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2428-1まで	13.7 ~ 37.9	100.0	A及びBは、 関係図面で表
	後B	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2428-1まで	12.1 ~ 15.2	116.8	示する敷地の 区分をいう。

栃木県告示第430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年7月26日から同年8月26日まで一般の縦 覧に供する。

平成25年7月26日

									栃木	県知事		福	田	富	_
整理番号	路	線	名		供	用	開	始	0)	X	間		供用	開始	の期日
	一般	国道	121 号	芳賀君 芳賀君				761-1 757-9					平成	25年7	7月26日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。 平成25年7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった 年月日	特定非営利活 動法人の名称	代表氏	者の名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成25年7月4日	特定非営利活動法人和田展示館	和田	芳忠	矢板市大槻2318番地272 矢板コリーナC街区-647	この民で、 と	平成25年9月3日

(県民文化課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受	けた者
(工区に含まれる地域の名称)	住	氏 名
さくら市氏家字大野3260番12、3260番31、3260 番32	さくら市氏家3445番地98	有限会社ケアサポー トまもる

(都市計画課)